

## 支出における項目の説明

項目の区分	内 容
人 件 費	<p>正規職員及び臨時職員（パート含む）の給料、賞与、各種手当で、社会保険の保険料をいう。</p> <p>(1) 社会保険料とは労働災害補償保険法、雇用保険法、船員保険法等に基づいて、雇用者が負担することとされているもの全てをいう。</p> <p>(2) 法令に基づかない社会保険、職員厚生費的な目的を有する職員生活協同組合等に対する支出は「19負担金」に支出する。</p> <p>人材派遣会社からの派遣職員の給料等は委託料に計上する。</p>
賃 金	<p>直営工事の人夫、農夫、雑益夫、事務補助者等に日額で支払う労働の対価をいう。</p> <p>(1) 賃金には、給料を受ける者を除き、単に雇用契約により勤務する者で、その期間が一時的な雇用、またはある程度継続して雇用されるものを含む。</p>
報 償 費	<p>(1) 報償とは、役務の提供や施設の利用などによって受けた利益に対する代償を意味する。</p> <p>(2) 報償費は、一定の行為に報い、かつ、これを奨励するという性格を併せ有している。</p> <p>&lt;例えば&gt;講演会、研究会等の講師の謝礼金</p> <p>&lt;例えば&gt;人名救助者に対する謝金、優秀者の表彰金、有害動物、昆虫等を駆除した者の労を謝し、またはその物買い上げる経費をいう。</p>
旅 費  職員旅費 特別旅費	<p>旅費は、職務の執行に要した経費を償うために支給される金銭給付をいう。</p> <p>支給対象は、おおむね人件費を受ける者と同一である。</p> <p>職員旅費に該当しないものの総称であり、おおむね事業に伴う旅費をいう。</p> <p>&lt;例えば&gt;講師旅費</p>
需 用 費 (1) 消耗品費	<p>消耗品費とは、その性質が使用されることによって費消され原形を失い、又はき損しやすいもの、あるいは長期間の保存使用に耐えないもの等の購入に要する経費をいう。</p> <p>&lt;例えば&gt;事務用の文具類、収入印紙や収入証紙等の印紙類、作業着や事務衣等の被服類、試験用薬品や肥料、新聞・雑誌、電池や電球、釘やペンキの消費器材</p>
(2) 燃料費	<p>&lt;例えば&gt;暖房用の石油等、自動車の燃料、ボイラーの燃料</p>

<p>(3) 食糧費</p> <p>(4) 印刷製本費</p> <p>(5) 光熱水費</p> <p>(6) 修繕料</p> <p>(7) 医材料費</p>	<p>食糧費は主として内部的な消費に向けられるものであり、外部との渉外的なものとして費消される交際費とは用途で異なる。  &lt;例えば&gt;会議用又は接待用の茶菓子、飲物、弁当</p> <p>文書、図画、罫紙、帳簿、パンフレット等の印刷代、青写真焼付料、コピー機の複写料、写真の現像や焼付（引き延ばしを含む）、帳簿や書類の製本費をいう。</p> <p>電気、水道及びガスの使用料で、計器使用料等を含む。</p> <p>修繕料は、備品、物品等の一部を修理、補修するために要する経費である。役務費の手数料がサービスの提供にのみ着目するのに対し、修繕料は何らかの部分品等を使用しつつ役務を提供されるという点で区分される。</p> <p>施設において医療用に使用される消耗品（包帯、脱脂綿、氷のう、注射器、医薬品等）の購入費</p>
<p>役 務 費</p> <p>(1) 通信運搬費  郵便料  電話料  運搬等</p> <p>(2) 保険料</p> <p>(3) 広告料</p> <p>(4) 手数料</p> <p>(5) その他</p>	<p>役務費とは、指定管理者が受けたサービスの代価として支出する費用をいう。</p> <p>郵便料、電話料、運搬料に大別される。  切手、小包、速達、書留、郵便証明、不足の郵便料金等  電報、電話、電話加入登録料、電話架設料等  荷造費、宅急便等</p> <p>家屋・築造物等の物件に係る火災保険料やその他の損害保険料をいい、自動車損害賠償責任保険料も含まれる。</p> <p>事務上及び事業上、一般住民等に対して一定事業を周知せしめるために、新聞、ラジオ、テレビ等により公告をする場合の経費である。</p> <p>手数料は、指定管理者が特定の個人等から役務の提供を受けた場合に支払う経費をいう。  &lt;例えば&gt;自動車車検の検査料など</p> <p>賞状の筆耕料など</p>
<p>委 託 料</p>	<p>指定管理業務のうち、指定管理者が直接実施するよりは、他の者に委託して実施させた方が効率的なものがあり、このようなものに要する経費をいう。</p>

使用料及び賃借料	<p>使用料及び賃借料とは、一般には不動産及び動産の借上料、物品等の使用料及び専用料である。</p> <p>&lt;例えば&gt;土地借上料、家屋借上料、自動車借上料、機械（コピー機やFAXなど）借上料、映画フィルムの使用料、テレビ聴視料、有料道路通行料、駐車場使用料等である。</p>
原材料費	<p>原材料費とは、原料又は材料の購入に要する経費をいう。原料とは、本質を失って、全く新しいものを生産又は製造するために用いられるもの（例 パルプ製造における木材）をいい、材料とは、その本質を失わずに、ただ新しい属性が付加されて生産物又は製造物の構成部分となるもの（例 家屋建築の場合の木材）をいう。</p> <p>&lt;例えば&gt;セメント、砂利、鋼材、木材等の購入費</p>
備品購入費	<p>備品購入費とは、需用費及び原材料費である物品を除いた物品の購入に要する経費をいう。したがって、長期間その形状を変えることなく使用し、かつ保存できる物品の購入費である。</p> <p>市財務規則では取得価格が10,000円以上の物品、若しくは10,000円未満であっても机、椅子などは備品として扱われます。</p>
負担金	<p>負担金とは、法令又は契約等に基づいて、国や他の地方公共団体等に対して負担しなければならない経費をいう。</p> <p>研修会の参加負担金などもいう。</p>
その他	